

JR東海労ニュース

No. 979

2007年9月27日

JR東海労働組合

会社は本日、名古屋地本・加藤誠二組合員に対し、不当にも懲戒解雇処分を発令した。会社が「内部文書を窃取した」ことをデッチ上げての不当処分である。事実無根の理由をもつての懲戒解雇処分は、絶対認められない！

不当処分を絶対許さない！

会社はただちに懲戒解雇処分を撤回し、加藤組合員を職場に復帰させろ！

懲戒解雇処分糾弾！